

富岡産業団地
立地協定書

平成 年 月 日

福島県富岡町長

〇〇〇〇〇〇〇〇

宮本 皓一

代表取締役 〇〇 〇〇

立地協定書(案)

富岡町長 宮本 皓一 (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、乙が福島県双葉郡富岡町「富岡産業団地」に設置する工場 (以下「本件工場」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(基本事項)

第1条 甲と乙とは、乙が富岡産業団地に本件工場を設置することについて合意し、甲は、別に示す土地 (以下「本件土地」という。)を乙に貸し付けるものとする。

2 土地の賃借は、別途、町有財産賃貸借契約を締結するものとする。

(相互協力)

第2条 甲と乙は、乙の事業活動が円滑に図られるとともに地域経済の発展のために、信義誠実を重んじ相互に協調するものとする。

(工場建設に関する責任分担及び費用負担)

第3条 本件土地に乙が建設する全ての施設については、乙の責任と費用をもって行うものとする。なお、施設建設にあたり考慮すべき周辺対策についても、乙の責任と費用をもって行うものとする。

(公害防止等)

第4条 乙は、公害関係法令及び工場立地法の規定を遵守し、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講じなければならないものとする。

2 乙は、事業活動に伴って生じた紛争等について、乙の責任において解決しなければならないものとする。

3 乙は、甲と相互に協力して地域の実情に適応した公害防止対策を推進するものとする。

4 乙は、地域との共存を図るよう努めるとともに、関係行政区からの申出については真摯に受け止め、誠意をもって対応しなければならないものとする。

(労働力の確保)

第5条 乙は、地域振興の観点に立って、富岡町民の優先的雇用を努めることとし、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

(労働条件)

第6条 乙は、労働関係法令の規定を遵守し、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業等について十分配慮するものとする。

(報告の聴取及び立入調査に関する事項)

- 第7条 甲は、乙に対し、公害防止に関する措置状況、従業員の雇用及び本件工場の操業に関する事項を報告させ、又は甲の職員を本件工場並びに乙の事務所に立ち入らせ帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による立ち入り調査を正当な理由なく拒むことができないものとし、誠実にこれに応じなければならないものとする。
- 3 第1項の規定による立入調査には、乙の了解のもと本件工場周辺行政区の代表を同行させることができるものとする。

(権利義務の承継)

- 第8条 乙において、合併、譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じた場合は、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

(協議)

- 第9条 乙は、本件工場が経済情勢や不測の事態により操業短縮等に至る恐れのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。なお、計画書の記載内容を変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

- 第10条 乙が富岡町での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に反する行為などにより、立地協定を締結する企業として相応しくないと認められる場合、甲は本協定を解除することができるものとする。

(疑義)

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

富岡町長

乙

別紙

工場概要及び工場建設計画

1. 工場の名称、所在	名 称： 所在地：
2. 工場用地の面積	(1) 工場敷地面積 : 約 m ² (2) 工場延べ床面積 : 約 m ²
3. 工場建設計画	(1) 工場建設着手予定 : 年 月 (2) 工場操業予定 : 年 月
4・事業内容	
5・雇用人員	